

特定非営利活動法人東京多摩いのちの電話

役員報酬規程

第1条 この規程は、特定非営利活動法人東京多摩いのちの電話（以下「団体」という。）定款第19条2項に基づくものである。

第2条 この団体は、役員に対し、特定非営利活動促進法第2条2項1号ロに定める報酬の支払いをしない。ただし、使用人兼務役員については、給与規程に基づき、使用人としての労務の対価として給与の支払いを受けることができる。

附則

（施行期日）

この規程は、平成 28年 10月 26日から施行する。

特定非営利活動法人東京多摩いのちの電話

給与規程

(給与規定)

第1条 この規定は、非営利活動法人東京多摩いのちの電話（以下「この法人」という。）の就業規則第5章（給与）第8条1に関するものである。

(給与の計算期間)

第2条 事務局員（断りのない限り事務局長を含む。）給与の計算期間は、毎月1日から当月末までとする。

(給与の計算等)

第3条 事務局員の給与は定額固定給（月額）とする。ただし月額給与額は時間給に換算した場合、東京都の時間給の最低賃金額以上であることとし、詳細は個別の雇用契約書において定める。

2 事務局長の給与は定額制とし、月額給与額は理事会で定める。

(給与の支払)

第4条 給与は、毎月末日、翌月1回10日に指定された本人名義の口座に振り込んで支払う。なお、給与の支払日が、この法人の事務局又は金融機関の休日に該当する場合には、給与の支払日を、直後の営業日に繰り下げるものとする。

(交通費)

第5条 交通費は実費を支払うものとする。

(給与の見直し)

第6条 給与の見直しは、理事会の決定による。

附則

(施行期日)

この規定は 平成29年10月27日より施行する。

この規定は 平成30年 8月29日より施行する。

特定非営利活動法人東京多摩いのちの電話

事務局長給与規程

(給与規定)

第1条 この規定は、特定非営利活動法人東京多摩いのちの電話（以下「団体」という。）事務局規程第8条に基づく、事務局長の給与に関するものである。

(給与の計算期間)

第2条 事務局長の給与の計算期間は、毎月1日から当月末までとする。

(給与の計算等)

第3条 事務局長の給与は定額とし、月額8万円とする。

(給与の支払)

第4条 事務局長の給与は、毎月1回10日に指定された本人名義の口座に振り込んで支払う。なお、給与の支払日が、この法人の事務局又は金融機関の休日に該当する場合には、給与の支払日を、直後の営業日に繰り下げたものとする。

(通勤費)

第5条 通勤費は実費を支払うものとする。

(給与の見直し)

第6条 給与の見直しは、理事会の議決を経て理事長が定める。

附則

(施行期日)

この規定は 平成 29年 10月 27 日より施行する。

特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項を記載した書類

法人名	東京多摩いのちの電話	事業年度	令和2年4月1日～ 令和3年3月31日
-----	------------	------	------------------------

1 資金に関する事項 [①収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項]

※ 丸数字は、特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項の詳細について規定している特定非営利活動

(1) 収益の源泉別の明細

収益源泉の内訳	金額
寄付金	8,518,168円
正会員費	477,000円
賛助会費	796,000円
助成金	5,621,882円
事業収益	2,178,198円
その他の収益	13,446円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
合 計	17,604,694円

(2) 借入金の明細

借入先	金額
なし	円
	円
	円
	円
	円
	円
合 計	円

(3) その他

なし

促進法施行規則第32条第1項各号に対応しています。以下同じです。

2020年度 役務の提供

取引先の氏名	法人との関係	住所	年月日	対価の額	役務提供の内容
			2020/6/2	5,000	法律相談謝礼
			2020/7/21	5,000	法律相談謝礼
			2020/8/4	5,000	法律相談謝礼
			2020/9/1	5,000	法律相談謝礼
			2021/1/19	5,000	法律相談謝礼
			2020/6/16	5,000	法律相談謝礼
			2020/9/15	5,000	法律相談謝礼
			2020/6/12	2,000	スーパービジョン研修
			2020/9/30	2,000	スーパービジョン研修
			2020/12/2	6,000	研修謝礼
			2020/12/14	2,000	スーパービジョン研修
			2020/6/13	10,000	講義謝礼
			2020/10/5	20,000	スーパービジョン研修謝礼
			2020/10/21	19,680	ゲートキーパー研修謝礼
			2020/10/30	11,500	ゲートキーパー研修謝礼
			2020/11/3	5,000	面接謝礼
			2020/11/21	5,000	スーパービジョン研修謝礼
			2021/1/28	11,500	ゲートキーパー研修謝礼
			2021/3/15	34,500	ゲートキーパー研修謝礼
			2020/6/20	2,000	面接謝礼
			2020/7/12	2,000	面接謝礼
			2020/8/10	2,000	スーパービジョン研修謝礼
			2020/11/20	2,000	スーパービジョン研修謝礼
			2020/12/16	2,000	ゲートキーパー研修謝礼
			2021/1/28	2,000	ゲートキーパー研修謝礼
			2020/6/27	10,000	講義謝礼
			2020/7/12	5,000	面接謝礼
			2020/8/22	35,000	スーパービジョン研修謝礼
			2020/10/11	20,000	スーパービジョン研修謝礼
			2020/11/27	5,000	スーパービジョン研修謝礼
			2020/12/5	5,000	スーパービジョン研修謝礼
			2021/2/2	10,000	講義謝礼
			2021/3/18	5,000	スーパービジョン研修謝礼
			2020/6/20	5,000	面接謝礼
			2020/7/4	10,000	講義謝礼
			2020/7/12	5,000	面接謝礼
			2020/9/13	5,000	面接謝礼
			2020/10/4	5,000	面接謝礼
			2020/10/4	20,000	スーパービジョン研修謝礼

2020/10/31	5,000	面接謝礼
2020/7/12	2,000	面接謝礼
2020/10/31	2,000	面接謝礼
2020/7/7	5,000	法律相談謝礼
2020/11/7	5,000	法律相談謝礼
2020/8/18	5,000	法律相談謝礼
2021/1/5	5,000	法律相談謝礼
2020/8/18	35,000	スーパービジョン研修謝礼
2020/9/20	20,000	スーパービジョン研修謝礼
2020/8/29	35,000	スーパービジョン研修謝礼
2020/10/14	20,000	スーパービジョン研修謝礼
2020/8/30	2,000	スーパービジョン研修謝礼
2020/9/13	2,000	面接謝礼
2020/11/3	2,000	面接謝礼
2020/12/16	6,000	研修謝礼
2020/9/13	5,000	面接謝礼
2020/10/8	10,000	スーパービジョン研修謝礼
2020/11/3	5,000	面接謝礼
2020/12/19	10,000	ゲートキーパー研修謝礼
2021/3/4	37,000	スーパービジョン研修謝礼
2020/9/13	2,000	面接謝礼
2020/9/25	2,000	ゲートキーパー研修謝礼
2020/9/29	2,000	ゲートキーパー研修謝礼
2020/10/4	2,000	面接謝礼
2020/11/3	2,000	面接謝礼
2020/12/19	2,000	ゲートキーパー研修謝礼
2020/10/6	5,000	法律相談謝礼
2021/2/2	20,000	講義謝礼
2020/10/7	10,000	スーパービジョン研修謝礼
2020/10/10	20,000	スーパービジョン研修謝礼
2020/10/19	10,000	スーパービジョン研修謝礼
2020/10/20	5,000	法律相談謝礼
2020/12/15	5,000	法律相談謝礼
2021/3/16	5,000	法律相談謝礼
2020/11/22	4,000	研修謝礼
2020/11/23	6,000	研修謝礼
2020/12/1	5,000	法律相談謝礼
2020/12/5	20,000	講義謝礼
2020/12/12	6,000	スーパービジョン研修謝礼
2021/3/9	5,000	スーパービジョン研修謝礼
2021/3/26	20,000	講義謝礼
2021/3/26	20,000	講義謝礼

認定基準等チェック表 (第3表)

(初葉)

法人名	特定非営利活動法人東京多摩いのちの電話	チェック欄
<p>3 運営組織及び経理に関して次に掲げる基準に適合していること</p> <p>イ 従業員の総数のうちに次の者の数の占める割合がそれぞれ3分の1以下であること</p> <p>(1) 役員及びその親族等</p> <p>(2) 特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等</p> <p>ロ 各社員の表決権が平等であること</p> <p>ハ 会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けていること、又は帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存について青色申告法人に準じて行われていること</p> <p>ニ 支出した金銭の費途が明らかでないものがある等の不適正な経理が行われていないこと</p>		✓

イ

区分	項目	役員数	最も人数が多い「親族等」のグループの人数	割合 (②÷①)	最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等」のグループの人数	割合 (④÷①)
		①	②	③	④	⑤
㉓	R2年4月1日～R3年3月31日	19人	0人	0%	0人	0%
①	年月日～年月日	人	人	%	人	%
㉔	年月日～年月日	人	人	%	人	%
②	年月日～年月日	人	人	%	人	%
㉕	年月日～年月日	人	人	%	人	%
③	年月日～年月日	人	人	%	人	%
㉖	年月日～年月日	人	人	%	人	%
④	年月日～年月日	人	人	%	人	%
申請時		人	人	%	人	%

(注1) 各欄の人数等は、第3表付表1「役員の状況」から転記してください。

(注2) ③及び⑤については、小数点以下第2位を切り捨てた数値を記載してください。

ロ

各社員の表決権が平等である	㉓	㉔	㉕	㉖	㉗	㉘	申請時
上記を証する書類の名称とその内容等	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ

(注意事項)

- 認定基準等チェック表(第3表)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、上記ロの記載の必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、添付を省略することができます。

役員 の 状 況

第 3 表付表 1

書式第 8 号 (法第 4 4 条・5 1 条・5 8 条関係)

法人名	特定非営利活動法人 東京多摩いのちの電話	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申 請 時
役 員 数		19 人	人	人	人	人	人
(1) 最も人数が多い「親族等」の グループの人数		0 人	人	人	人	人	人
(2) 最も人数が多い「特定の法 人の役員又は使用人である者 及びこれらの者の親族等」の グループの人数		0 人	人	人	人	人	人

役員 の 内 訳											
氏 名	住 所	職名	続柄等	就 任 等 の 状 況							
				㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申 請 時	就任・退任 年月日	
清水 康雄		理事		○							H27. 6. 2 就任
鶴 清忠		理事		○							H24. 7. 1 就任
大仲 強		理事		○							H27. 6. 2 就任
吉野 敦子		理事		○							H28. 6. 18 就任
早借 洋一		理事		○							H27. 6. 20 就任
古川 幸		理事		○							H23. 7. 1 就任
三宅 正史		理事		○							H27. 6. 20 就任
山口 直樹		理事		○							H27. 6. 20 就任
福島 眞澄		理事		○							H28. 6. 18 就任
松本 俊彦		理事		○							H28. 6. 18 就任

ハ

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている	はい ○いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ
帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている	○はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ

㉑ 該当する項目を○で囲み、監査証明書又は第3表付表2「帳簿組織の状況」を添付してください。

二

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
費途が明らかでない支出がある、帳簿に虚偽の記載がある等の不適正な経理の有無	有・ ○無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

「認定基準等チェック表」(第3表) 記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
イの各欄	区分欄の「㉑～㉖」の各欄には、実績判定期間の各事業年度（又は各年）を記載します。 第3表付表1「役員の状況」を記載して、「㉑」、「㉒」及び「㉔」の各欄に該当する人数を転記します。	
ロの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には、例えば、「定款（又は会則）第〇条に『各正会員の表決権は、平等なものとする』と規定」のように記載します。	「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には証する書類の内容を文言のとおりに記載します。
ハの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「㉑」から「㉖」については、イに記載する各期間（「㉑」から「㉖」）を示したものです。	① 「会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている」の「はい」に「○」した場合には監査証明書を添付してください。 ② 「帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている」の「はい」に「○」した場合には、第3表付表2「帳簿組織の状況」を記載し添付してください。
ニの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「㉑」から「㉖」については、イに記載する各期間（「㉑」から「㉖」）を示したものです。	

記載要領の補足

○ 二において、「費途が明らかでないもの」とは、法人が費用として支出した金額のうち、その費途を確認することができないものをいい、法人が名目に関わらず支出した金銭でその費途が明らかでないものが、これに当たります。なお、意図的にその支出先を明らかにしない支出がある場合も、当然に「費途が明らかでないもの」があることになり、認定を受けることはできません。

帳簿組織の状況

第3表付表2

法人名	特定非営利活動法人 東京多摩いのちの電話		
伝票又は帳簿名	左の帳簿等の形態	記帳の時期	保存期間
仕訳日記帳	会計ソフト「会計王 NPO 法人」による電子帳簿および ルーズリーフ	随時	10年間
総勘定元帳	会計ソフト「会計王 NPO 法人」による電子帳簿および ルーズリーフ	随時	10年間
補助元帳	会計ソフト「会計王 NPO 法人」による電子帳簿および ルーズリーフ	随時	10年間
出金伝票	単票	随時	10年間
入金伝票	単票	随時	10年間
貸金台帳	エクセルによる ルーズリーフ	毎月	10年間
固定資産台帳	エクセルによる ルーズリーフ	毎年	10年間

(記載要領)

- ・ 「伝票又は帳簿名」欄は、例えば「現金出納帳」、「総勘定元帳」、「経費帳」などのように記載します。
- ・ 「左の帳簿等の形態」欄は、「3枚複写伝票」、「ルーズリーフ」、「装订帳簿」などのように記載します。
- ・ 「記帳の時期」欄は、「毎日」、「一週間ごと」のように記載します。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した内容に変更がないときは、添付を省略することができます。

認定基準等チェック表 (第4表)

(初葉)

法人名	特定非営利活動法人 東京多摩いのちの電話	チェック欄					
<p>4 事業活動に関して次に掲げる基準に適合していること</p> <p>イ 宗教活動又は政治活動等を行っていないこと</p> <p>ロ 役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益を与えないこと、役員等又は役員等が支配する法人と当法人との間の資産の譲渡等に関して特別の利益を与えないこと、役員等に対し役員を選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと、及び営利を目的とした事業を行う者、上記イの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対し寄附を行わないこと</p> <p>ハ 実績判定期間における事業費の総額のうち特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること</p> <p>ニ 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動の事業費に充てていること</p>		✓					
イ							
項 目	a	b	c	d	e	f	申請時
宗教の教義を広め、儀式を行い、及び信者を教化育成する活動	有・○無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動	有・○無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動	有・○無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
ロ							
項 目	a	b	c	d	e	f	申請時
役員職務の内容、職員に対する給与の支給の状況、当法人とその活動内容及び事業規模が類似する他の法人の役員に対する報酬の支給の状況等に照らして、当法人の役員に対する報酬の支給として過大と認められる報酬の支給その他役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益の供与の有無	有・○無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等又は役員等が支配する法人に対しその対価の額が当該資産のその譲渡の時にける価額に比して著しく過少と認められる資産の譲渡その他役員等又は役員等が支配する法人と当法人の間の資産の譲渡等に関して特別の利益の供与の有無	有・○無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等に対し役員を選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益の供与の有無	有・○無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
営利を目的とした事業を行う者及びイの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対する寄附の有無	有・○無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

(注意事項)

- ・ 「認定基準等チェック表 (第4表)」は、法第55条第1項に基づく書類 (役員報酬規程等提出書類) の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、「認定基準等チェック表 第4表 (次葉)」(ハ及びニ) の記載及び添付の必要はありません。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類 (役員報酬規程等提出書類) に記載した事項について、添付を省略することができます。

認定基準等チェック表 (第5表)

法人名	特定非営利活動法人 東京多摩いのちの電話	チェック欄
5 次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させること		✓
イ 特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等、役員名簿及び定款等 ロ 各認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類 ハ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類 ニ 役員報酬又は職員給与の支給に関する規程 ホ 収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他一定の事項等を記載した書類 ヘ 助成の実績並びに海外送金等の金額及び使途並びにその予定日を記載した書類		
次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させることに同意する。 ※閲覧に関する細則(社内規則)等がある場合には、その細則(社内規則)等を添付してください。		同 意 <input type="radio"/> する <input type="radio"/> しない
イ	① 事業報告書等(事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書、年間役員名簿、社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記した書面) ② 役員名簿 ③ 定款等(定款、認証書の写し、登記事項証明書の写し)	
ロ	各認定基準等に適合する旨を説明する書類、欠格事由に該当しない旨を説明する書類	
ハ	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類	
ニ	前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程	
ホ	次の事項を記載した書類 ① 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項 ② 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項 ③ 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項 ・ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の多い上位5者との取引 ・ 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係のある者との取引 ④ 寄附者(役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。)の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日 ⑤ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項 ⑥ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日 ⑦ 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日	
ヘ	助成金の支給を行った場合に事後に所轄庁に提出した書類の写し	

(注意事項)

- ・ 認定基準等チェック表第5表は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に記載及び添付する必要があります。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、添付の必要はありません。

特定非営利活動法人東京多摩いのちの電話
情報公開に関する規程

(目的)

第 1 条 この規程は、特定非営利活動法人東京多摩いのちの電話（以下「団体」という。）が特定非営利活動促進法（以下「法」という。）の定めるところにより、情報公開に関し基本的対応事項を定めることを目的とする。

(管理)

第 2 条 団体の情報公開に関する事務は、事務局長が監督する。

(情報公開の対象とする資料及び公開方法)

第 3 条 団体の情報公開の対象とする資料は、法第 28 条第 3 項に掲げるものとし、団体事務局に常時備え置き閲覧に供するものとする。

(閲覧場所及び閲覧日時)

第 4 条 団体の公開する情報の閲覧場所は、定款第 2 条に規定する事務所とする。

2 閲覧の日は、団体休日以外の火曜日、水曜日及び木曜日とし、閲覧の時間は、午前 11 時 00 分から 12 時 00 分、午後 1 時 00 分から 3 時 00 分までとする。

(閲覧申請の方法及び閲覧の実施等)

第 5 条 団体の公開する情報の閲覧を希望する者から閲覧の申請があったときには、次により取り扱うものとする。

- (1) 別に定める「閲覧申請書」（様式 1）に必要事項を記入し提出を受ける。
- (2) 受付事務局員は、閲覧申請書が提出されたときは、「閲覧受付簿」（様式 2）に必要事項を記録する。
- 2 第 3 条に掲げる資料以外の資料について閲覧を求められた場合は、情報公開の対象を第 3 条に掲げる資料に限定している旨を説明する。
- 3 閲覧については、無料とする。
- 4 閲覧資料の写しを希望する者には、実費を徴収の上、配布する。ただし、第 3 条第 1 項に規定する資料のうち、社員名簿の写しについては、これを禁止する。

(委任)

第 6 条 この規程に定めるほか、必要な細目事項は、理事長が別に定める。

(改正)

第7条 この規程を改正するときは、理事会の議決を得なければならない。

附則

(施行期日)

この規程は、平成 28 年 10 月 26 日から施行する。

(様式2)

閲覧受付簿

受付 番号	受付年月日	申込人氏名	受付者氏名	備 考

認定基準等チェック表 (第6、7、8表)

法人名	特定非営利活動法人 東京労働のちの電話
-----	---------------------

認定基準等チェック表 (第6表)

6 実績判定期間を含む各事業年度の特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等を同法第29条の規定により所轄庁に提出していること	チェック欄				
特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等の所轄庁への提出の有無					
a	b	c	d	e	f
有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

認定基準等チェック表 (第7表)

7 法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと	チェック欄					
法令に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実の有無						
a	b	c	d	e	f	申請時
有・○無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
注・認定基準等チェック表(第7表)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に記載及び添付する必要があります。						

認定基準等チェック表 (第8表)

8 申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していること	チェック欄						
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 25%;">事業年度</td> <td style="width: 25%;">月 日～ 月 日</td> <td style="width: 25%;">設立年月日</td> <td style="width: 25%;">平成 年 月 日</td> </tr> </table>				事業年度	月 日～ 月 日	設立年月日	平成 年 月 日
事業年度	月 日～ 月 日	設立年月日	平成 年 月 日				

(注意事項)

- ・ 法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に当たっては、認定基準等チェック表(第6表及び第8表)は、記載する必要はありません。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、認定基準等チェック表(第6表及び第8表)の記載の必要はありません。また、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

欠格事由チェック表

法人名	特定非営利活動法人 東京多摩いのちの電話	チェック欄
認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の基準にかかわらず、次のいずれかの欠格事由に該当する法人は認定、特例認定又は認定の有効期間の更新を受けることができません。 1 役員のうち、次のいずれかに該当する者がある場合 イ 認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しないもの ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 ハ 特定非営利活動促進法若しくは暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法204条等 ^(注1) 若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 二 暴力団の構成員等 ^(注2) 2 認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人 3 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人 4 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人（認定、特例認定及び認定の有効期間の更新の申請時には、所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付が必要となります）。 5 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人 6 次のいずれかに該当する法人 イ 暴力団 ロ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人		✓
1	役員のうち、次のいずれかに該当する者の有無	
イ	認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しない者の有無	有・○無
ロ	禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・○無
ハ	特定非営利活動促進法若しくは暴力団員による不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法第204条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・○無
二	暴力団の構成員等の有無	有・無
2	認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人	はい・○いいえ
3	定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人	はい・○いいえ
4	国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人	はい・○いいえ
添付書類	認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の申請時に、 <u>上記4に係る所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書を添付すること</u> (注1) その他の事務所がある場合は、その他の事務所所在の滞納処分に係る納税証明書も添付すること (注2) 役員報酬規程等提出書には添付不要	
5	国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人	はい・○いいえ
6	次のいずれかに該当する法人	
イ	暴力団	はい・○いいえ
ロ	暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人	はい・○いいえ